

インターネット等による違法・有害情報への対応について ～効果的な教育・啓発の進め方等について～

平成19年11月

現状

1 インターネットの普及状況等

インターネットの利用者総数は、毎年増加し、平成18年末には約8,754万人、人口普及率も68.5%にも上っている。(総務省調査)

また、週1回以上インターネットを利用する者は、携帯電話では、全体で72.1%、パソコンでは、全体で78.1%と共に7割以上である。

特徴としては、小学生の利用者は、携帯、パソコンでそれぞれ5割前後だが、中学生以上の10代、20代では8割以上である。なお、65歳以上の高齢者においてもインターネット利用は進んでおり、パソコン利用者の約7割はインターネットを利用している。(総務省)

インターネットの利用目的では、携帯電話では、「連絡・情報交換」、「情報入手」、「デジタルコンテンツの入手・聴取」の順で高く、パソコンでは「情報入手」、「連絡・情報交換」、「商品・サービスの購入・取引」の順で高い。

情報発信の面では、企業におけるホームページ開設率は全体で87.2%と情報発信手段として広く普及している。(総務省)

2 インターネットの利用における問題点

普及が進むインターネットの利用に関して、不安を感じる人は63.8%に上る。(総務省)

情報通信ネットワークの利用上の問題点として、7割近くの企業が「セキュリティ対策の確立が困難」としており、個人情報保護対策としても2割近くの企業が個人情報保護対策を「特に実施していない」としており、家庭においても個人情報保護対策を「何も実施していない」とする世帯が2割を超えている。(総務省)

インターネット普及に伴い、インターネットを悪用した人権侵害の事件は毎年増加し、平成18年には282件と平成14年と比較して5年間で約4倍に増えている。(法務省調査)

内閣府が行った人権擁護に関する調査では、インターネットによる人権侵害に関し、どのような問題が起きていると思うか聞いたところ、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」を挙げた者の割合が53.7%、「他人を誹謗中傷する表現を掲載すること」を挙げた者の割合が52.8%と高く、以下、「捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載すること」(40.9%)、「ネットポルノが存在していること」(31.3%)などの順となっている。(内閣府)

文部科学省が行った平成18年度における児童生徒の問題行動等の状況調査では、小・中・高等学校及び特殊教育諸学校におけるいじめの認知件数は、124,898件(小学校60,897件、中学校51,310件、高等学校12,307件、特殊教育諸学校384件)であり、いじめの態様については、小・中・高・特殊教育諸学校全てで「冷やかしからい」が最も多く、そのうち「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」は4,883件(3.9パーセント)に上ることが判明した。(文部科学省)

また、警察白書においてもサイバー犯罪の検挙件数及びインターネット上でのトラブル等に関する相談件数は増加傾向にあり、犯罪の手口についても高度化・多様化していることが報告されている。(警察庁)

3 インターネット利用における違法・有害情報と人権侵害の特徴について

違法・有害情報

(1) 違法な情報

- ・名誉毀損・プライバシー侵害情報
- ・著作権侵害情報・商標権侵害情報
- ・わいせつ情報

(2) 有害な情報

公序良俗に反する情報等

- ・違法行為を目的とした電子掲示板への書き込み
- ・人を自殺に誘引する情報の電子掲示板への書き込み
- ・同和地区名に係る情報等の電子掲示板への書き込み
- ・公共の安全や秩序に対する危険を生じさせるおそれのある情報の流通等を契機として違法行為（窃盗、自殺幫助、爆発物を使用した傷害等）が行われる事案

青少年にとって有害な情報

携帯電話の急速な普及に伴う問題の深刻化

- ・出会い系サイトの被害児童数の増加
- ・「ネットいじめ」の発生

ブログ掲示板への書き込み、悪質な合成写真、仲間はずれのチェーンメール等

インターネットにおける人権侵害の特徴

- ・加害の容易性：匿名での書き込み
- ・被害の回復困難性：被害の急速拡大化

4 インターネットの諸問題に対する政府の取組

インターネット上の違法・有害情報対策の強化

プロバイダ等による自主規制の支援等

中小のプロバイダ等における違法・有害情報の削除等に伴う支援（総務省）

サイバーパトロールの民間委託

情報モラル教育の充実

情報モラル教育、メディアの安全・安心利用に関する取組を含む有害情報対策の強化（文部科学省、関係府省）

ア 情報モラル教育の推進

イ 学習指導要領の改訂

ウ 非行防止教育による教育の強化

エ ネット安全・安心全国協議会（仮称）の設置

オ e-ネットキャラバンの実施

カ 家庭教育手帳の作成

ITの安全・安心に係る啓発施策の拡充（総務省、文部科学省、経済産業省）

相談窓口等の充実

インターネット・ホットラインセンターの体制強化等（警察庁）

「闇サイト」への対応強化（警察庁、関係府省）

「学校裏サイト」等への対応策検討（関係府省）

フィルタリング導入促進等の支援（総務省、内閣府、警察庁、文部科学省、経済産業省）

5 インターネットの諸問題に係る府の取組

< 青少年課 >

- ・京都府青少年健全育成条例の改正を踏まえた取組の推進
- ・京都府情報モラルポータルサイトの開設
教育委員会、警察本部と連携した取り組み
子どもを有害情報からまもることを主たる目的として、
有害情報へのアクセスを制限するフィルタリング機能の設定方法普及、
迷惑メール等の相談窓口の紹介、 情報モラルの関係資料の掲載等

< 商 工 部 >

- ・企業向け研修の実施
個人情報保護をテーマにしたセミナー等研修の開催
- ・消費生活の安全性確保
京都府情報モラルポータルサイト運営を通じ、インターネット利用に関する消費者トラブルの注意喚起、予防等の啓発

< 教育委員会 >

- ・情報モラル教育の推進

< 警察本部 >

- ・サイバー犯罪対策
インターネットを使った詐欺、迷惑メール、ネット掲示板での誹謗・中傷、
不正アクセスなどサイバー犯罪対策の推進
- ・情報セキュリティ対策

< 企画環境部 >

- インターネット安全教室の開催

< 府民啓発他 >

- ・府民啓発
マスメディアを活用した啓発等
- ・職員研修
 - ・人権啓発指導者養成研修会 < 人権啓発推進室 >
 - ・人権問題特別研修 < 職員研修・研究支援センター >
- ・削除要請
 - ・差別情報流布事案とみなされる掲示板書き込みの削除要請

効果的な教育・啓発の進め方等について

「インターネットによる人権侵害」については、新京都府人権教育啓発・推進計画において「さまざまな人権問題」の一つとして位置付け、教育・啓発の取組を進めることとしている。

(1) 教育・啓発の視点

(2) 教育・啓発の方法・手段

(3) その他